

2017 年 12 月議会 一般質問

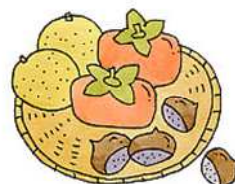
2017年12月定例市議会的一般質問で、
高木たけし市議が行った第一質問と答弁をご報告します。

高木たけし市議

12月12日
午後2時45分～



- 1 市長の政治姿勢について
○消費税10%増税について-----2
- 2 国民健康保険行政について
○都道府県化について -----5
- 3 人事評価制度について ----- 11
- 4 建設水道行政について
○ため池，水路，河川転落防止策について----- 16
○北産業団地の建設計画について-----22
- 5 教育行政
○朝鮮通信使のユネスコ
「世界の記憶」登録について-----28
○福山市歴史文化基本構想（案）について-----33



市長の政治姿勢について

高木たけし市議：消費税10%増税について伺います。

消費税は、課税対象があらゆる生活必需品におよび、低所得者に重い負担となる最悪の不公平税制です。

安倍内閣は、2019年10月から消費税率を10%に引き上げる予定です。

しかし、2014年4月に消費税を5%から8%へと税率引き上げを強行してから3年を経過しても個人消費は落ち込んだままです。

2017年9月までの42か月のうち、家計の消費支出が前年同月を上回ったのはわずか4か月しかありません。

2人以上の実質消費支出は、安倍政権発足直後となる2012年12月の月額30万円から2017年7月28万円へ2万円近くも切りつめています。

労働者の家計を支える実質賃金も同じ期間に同32万6000円から31万8000円へと8千円の下落となっています。

だからこそ、消費税の引き上げを2回延期せざるをえなかったわけです。

仮に、消費税が１０％に引き上げられれば、８％引き上げを上回る低迷が、日本経済をさらに悪化させるという経済の悪循環を加速しかねません。

しかも、政府は、消費税導入時に、社会福祉予算に使うといいながら、社会保障の自然増分を２０１３年から、これまで１兆４６００億円も切り捨ててきました。

一方、大企業には、法人税の減税を行うなど、消費税の大半が、大企業への減税となっています。

社会保障を支える財源は、能力に応じて負担する応能負担の原則が貫かれる必要があります。

安倍内閣に対し、消費税１０％への増税を行わないよう求めてください。

ご所見をお示し下さい。

市長答弁 高木議員のご質問にお答えいたします。

始めに、**消費税率引上げについて**であります。

消費税率の引上げは、増加する社会保障費の財源確

保や、国の財政健全化の達成を目的として実施される
ものです。

消費税増収分は、年金、医療及び介護の社会保障給
付並びに少子化対策のいわゆる社会保障 4 経費や、国
債の償還に充てることとされております。

地方財政面では、消費税のうち地方交付税分が、現
行の 1. 4%から 1. 52%へさらに、地方消費税は、現
行の 1. 7%から 2. 2%へ充実されることとなっております。

また、税率引上げの際には、軽減税率を導入するな
ど、低所得者への一定の配慮もされております。

なお、現在、国においては、消費税増収分の一部を、
幼児教育の無償化や大学授業料の負担軽減などの財源
に充てるよう、使途の変更を検討しているところであ
り、引き続き、国の動向を注視してまいります。

国民健康保険行政について

高木たけし市議：国保都道府県化について伺います

広島県の3回目の市町村標準保険料率の試算結果が示されました。

県が公表した試算によると推計で、2016年度決算ベースの1人当たり法定外繰り入れ前11万1、947円と統一保険料率ベース12万175円の激変緩和措置適用後保険料収納必要額11万6086円との比較が示されました。

これは、市の2017年度の税率算定における10万3848円とくらべ、1万2238円の増額となり、本年度1416円の引き上げに対し、8.6倍も高くなります。

県の試算では、法定外繰り入れを、認めないことから、保険料の大幅な引き上げにつながることは明確です。都道府県化による国保料引き上げが、加入者に与える影響について、認識をお示してください。

これまで広島県は、市町に対し1円も国保税の引き下げのための補助金を出していません。

県に対し市町への国保税引き下げのための財政支援を要請することを求めるものです。ご所見をお示してください。

10月18日厚生労働省は、市区町村が一般会計の税金で国保の赤字を穴埋めする措置を当面は容認し、保険料の急激な上昇は好ましくないとして自治体に緩和策を講じるよう要請しています。

国も、認めざるを得ないように、都道府県化で国保料は相当な引き上げとなり、統一保険料ではさらに高くなります。県に対し、統一保険料の中止と各市町ごとの保険料設定を求めること、福山市が法定外繰り入れも含め国保料を引き上げない手立てをとることを求めるものです。ご所見をお示してください。

国が示すガイドラインについて伺います。ガイドラインは技術的助言であり、法令ではありません。

2011年3月10日衆議院総務委員会では、片山善博総務大臣が、「政府が自治体に対して出す通知は、2000年以降、基本的に無効であり、あるとすれば、技術的助言である」とし、「そののりを超えて、規範性を持つとか拘束性を持つようなものを出したとすれば違法であります。」「内容が国民の権利義務にわたるようなものに及んでいないかどうか、国民の権利義務に及ぶものであれば、これは法律事項による原則といたしますので」チェックするべきだと述べています。

技術的助言としてのガイドラインは、当然市町が持っている保険料賦課決定等権限および予算決定権を侵すものではありません。

県に対し、福山市の権限、決定権の侵害を行わないことの確認とともに、権限行使を妨げないことを広島県国保運営方針へ書き込むよう求めるべきです。

ご所見をお示しください。

福山市は、法定外繰り入れについて、自治体独自の判断でできるものと考えます。

ご所見をお示しください。

市長答弁 次に、国民健康保険行政についてであります。

まず、国保県単位化による国保料の引き上げの影響についてであります。

県が公表した 3 回目の試算においては、本市の保険料が引き上がり、被保険者の負担は増しますが、このたびの制度改革は、国民皆保険制度を堅持し、持続可能な医療保険制度を堅持し、将来にわたり安定的な制

度運営が可能となるために一定の保険料を負担いただくものと考えております。

次に、県に対し国保税引き下げのための財政支援を要請することについてであります。

国民健康保険の財政制度については、本来、国が責任をもって、構築すべきものと考えています。

そうしたことから、これまでも、国に対して国民健康保険の財政基盤強化のための国庫負担割合の引き上げなど、更なる支援の拡充を行うよう、全国市長会を通じ要望を行っているところであります。

次に、県に対し統一保険料の中止と各市町ごとの保険料設定を求めることについてであります。

県単位化に伴い、保険財政が県で一本化されることから、広島県においては、県内の全被保険者の負担の公平性を優先的に確保するため、保険料率の設定に当たっては、同一の所得水準・世帯構成であれば、県内

のどこに住んでいても同一の保険料水準となるよう、
全県単位の統一保険料を目指すこととしたものであります。

次に、国保料を引き上げない手だてをとることについてであります。

一般会計からの法定外繰り入れについて、国の方針や「広島県国民健康保険運営方針案」では、計画的に削減・解消を図ることとされております。

本市においても、新制度の円滑な施行を図る観点から、被保険者の保険料負担に急激な負担増が生じないよう、激変緩和期間中は、保険料負担の緩和策を講じてまいりたいと考えております。

次に、保険料賦課決定等の権限については、県単位化後においても、市町が権限を有するものです。

次に、法定外繰り入れについてであります。

国民健康保険は、基本的に保険料と公費で運営され

る事業であり、一般会計からの法定外繰り入れにつきましては、特別会計としての独自性や財政規律、市民負担の公平性の観点からも、これまでも課題と受け止め、段階的な解消を図ってきたところであります。

県単位化後は、「広島県国民健康保険運営方針案」の考え方に従い、激変緩和期間中に解消してまいりたいと考えております。

以 上

高木たけし市議：人事評価制度について伺います。

福山市は、２０１６年に、人事評価制度を一般職員にまで拡大しました。福山市の人事評価制度の目的について、職員一人一人が能力を発揮し、成果を達成することができるよう職員を成長させるためのツールとしています。

その実現のために、職員の能力、業績を評価し、点数をつけ、給与、賞与等に反映させるものです。

総務省が行った２０１５年６月の調査によると人事評価制度を導入している３７３団体が「課題あり」と回答しています。

課題として、適正な評価方法の確立、評価結果の適正な反映、制度導入に対する理解促進などがあげられています。

地方自治体の主な意見は、評価結果の公平性の確保について、「評価者の評価基準に対する目線を一定に合わせるのが難しく、各部門に評価のばらつきが発生する」、評価の仕方について、「基準の判断は所属長の主観によるものであるため、評価基準の統一化を進める必要がある」「評価結果を踏まえ、適正に、承認、昇格、昇給を行うための手法や分限処分を行えるか、具体的に明示することが困難」などです。

能力・成果主義の問題点は、

- ① 視野が短期的になり長期ビジョンが持てなくなる
- ② 目標以外の取り組みには消極的になり、具体的な職務記述の困難なホワイトカラー職場やチームワークが必要な職場の生産性が低下する
- ③ 先輩が後輩に仕事を教えなくなる
- ④ 管理者の目標管理の労力が大きい
- ⑤ どういう職場に配属されるかといった偶然の要素によって処遇が大きく異なり労働者の不公平感・不条理感が高まる
- ⑥ 「勝ち組・負け組」が固定化して「負け組」の士気が低下する
- ⑦ 長時間過密労働・メンタルヘルス問題を招く

などが指摘されています。

福山市で、人事評価制度による問題点の指摘や懸念について、どのように考えているのかお示してください。

龍谷大学のレポートによると、日本能率協会が行った 2005 年の調査では、成果主義を導入している企業が 83.8%、成果主義人事制度を導入していない企業が 14.5%となっています。

2009 年に行われた調査では、調査対象が増えていますが、「導入済み」が 38.8%、「特に見直ししていない」に該当した企業が 36.8%、導入してみたものの何らかの不具合があって、見直した企業が 38.8%に上っています。

導入している企業は、合計で 75.6%であり、導入企業が多いにもかかわらず、「今後も予定なし」とする企業が 15.9%にも上り、ほぼ 7 社に 1 社が導入を躊躇しています。

また、いったん成果主義を導入したものの、廃止に踏み切った企業が 2.4%存在しています。

2005 年と比較し、成果主義について、見直しや廃止する企業まで出ているわけです。

このレポートでは、富士通と大丸の例を挙げて、成果主義という、アメリカ的、個人主義的競争環境をいたずらに日本の組織、雇用慣行に持ち込んだことの当否が厳しく検証されるべきと指摘しています。

そもそも、営利を目的とする企業でも問題となっている当制度を地方自治体に導入すること自体、住民福祉の増進を掲げる地方自治体の役割にそぐわないものです。

給与は、職務給、生活給の原則を踏まえたものとし、人事評価は中止するべきです。

ご所見をお示してください。

市長答弁 次に、人事評価制度についてであります。

昨年 4 月に改正地方公務員法が施行され、能力と業績について人事評価の実施が義務づけられました。

制度の問題点のご指摘などにつきましては、継続して、評価者研修などを行うことにより評価の公平・公正性を確保するとともに、職員の人材育成と組織力向上に資する制度となるよう取組を進めているところであります。

また、期末面談後に行う職員へのアンケート調査では、人事評価制度の導入により組織の方向性や個人の目標を職員と上司が共有することで、次に、人事評価制度についてであります。

昨年 4 月に改正地方公務員法が施行され、能力と業績について人事評価の実施が義務づけられました。

制度の問題点のご指摘などにつきましては、継続して、評価者研修などを行うことにより評価の公平・公正性を確保するとともに、職員の人材育成と組織力向上に資する制度となるよう取組を進めているところであります。

また、期末面談後に行う職員へのアンケート調査では、人事評価制度の導入により組織の方向性や個人の目標を職員と上司が共有することで、目標達成に向けての課題解決意識が高まったことや、定期的に面談を実施することにより職員と上司のコミュニケーションの確保が図られ、風通しのよい職場づくりにつながっているとの意見が多く見られました。

今後とも、確実な制度運用を行う中で、本市の目的である職員個人の成長と組織力の向上につながる人事評価制度となるよう取り組んでまいります。

以上

建設水道行政について

高木たけし市議：ため池、水路、河川転落防止策について伺います。

福山市では、水路側溝への転落死亡事故が相次ぎ、危険箇所緊急整備計画をたて、対策を進めてきたところです。市街地については、転落防止施策が進んでいます。

しかし、今年度に入って、周辺部や市街地調整区域での死亡事故が起こるという残念な事態が続きました。被害者のご家族の皆様、哀悼の意を表すものです。

福山市としても、対策範囲を広げておりますが、危険箇所への対策が追い付いていない状況です。

道路構造令では、歩道には必要に応じて転落防止策や横断防止柵を設置するものとされております。また、高齢者の事故が多くを占めている実態から、よりきめ細かな危険予測と対策が求められます。

周辺部の狹隘道路や防護柵を設置しにくい場所については、まず、外則線やポールなどを設置すること。今後、周辺部への対策予算を抜本的に増やし、側溝にふたかけをする、路肩を強固にするなど、道路の拡幅も図り、防護柵を急ぐことを求めるものです。ご所見をお示しく下さい。

次に、ため池への転落防止策について、
福山市には、多数の農業用ため池があり、自動車や人の転落死亡事故も起きました。

２０１０年５月、市道に接しているため池を対象とした現地調査を行い、安全施設の確認を行っています。

その結果では、調査箇所６３２のうち、３２８か所においてガードレールなどの安全施設が未整備であったことを把握しました。

その後、市街化区域内のため池を優先し、次に、市街化隣接区域について安全施設の設置をすすめる。その他の区域については、交通量等を勘案し、地元合意を得られたため池から、順次設置することの方針をもとに、整備を行っています。

現在、市街化区域１３、市街化隣接区域１７、その他の区域２９８の対策が、どこまで進んでいるのか、進捗状況をお示してください。
福山市のため池は、２１９７あり、そのうち、市道に隣接しているものが６３２ですが、その他１５６５の転落防止策について、ご所見をお示してください。

また、私道や私有地からの転落死亡事故も、起きています。

本年7月7日、熊野町種池に、草刈り中の高齢男性が転落し、死亡するという痛ましい事故がありました。

私有地や私道であっても、不特定多数が往来し、個人では費用が賄いきれない場所においては、新たな方法もとる必要があります。

神戸市、金沢市、横須賀市などでは、私道整備助成制度で、防護柵の設置に関する助成を行っています。

福山市においても、必要な安全対策ができるよう、助成制度を創設することを求めるものです。ご所見を示してください。

市長答弁 次に、ため池、水路、河川への転落防止対策についてであります。

まず、水路、河川についてであります。転落防止柵設置などの対策は、本市の重点事業として、2003年度（平成15年度）から15年間にわたり、市街化区域を中心として、緊急箇所整備事業を実施してまいりました。

来年度より、土地利用状況の変化や転落事故の発生状況などを考慮し、市街化調整区域を含めた市内全域

に対象範囲を拡大することとしております。

本年 7 月には、土木常設員に水路等への転落危険箇所
の抽出を依頼し、効率的・効果的な整備が図れるよ
う今年度末を目途に、地域の意見を聞く中で計画を策
定しているところであります。

来年度以降につきましては、この計画に基づき、基
本的な対策としては、転落防止柵の設置、狹隘道路な
ど転落防止柵の設置が困難な箇所については、外側線
やポール、反射材の設置など現地の状況に応じた対策
を、緊急性の高い箇所から順次整備してまいります。

次に、ため池への転落防止対策についてであります。

まず、進捗状況につきましては、2010 年度（平成 22
年度）から市道に接している 328 箇所のため池を対象
とし、実施してきた転落防止対策は、昨年度末までに
市街化区域内で 12 箇所、市街化隣接区域で 16 箇所、
その他の区域で 55 箇所の計 83 箇所であります。

残り 245 箇所の未整備箇所につきましては、今年度

末を目途に、ため池周辺の道路環境の変化や宅地化が進む等の土地利用状況の変化に対応するため、計画を策定しているところであります。

来年度以降につきましては、この計画に基づきため池管理者等と連携を図りながら整備に努めてまいります。

次に、市道に接していないため池 1,565 箇所への転落防止対策につきましては、地元要望により、里道等に接している箇所については、現地調査を行い、必要に応じて整備を行っております。

次に、私道や私有地の転落防止柵の設置に関する助成制度についてであります。

本市といたしましては、近年の転落事故の発生状況が飲酒していた場合や、65 歳以上の高齢者が多いという状況があることから、あらゆる機会をとらえて、安全意識の高揚に向けた啓発に取り組んでいるところであります。

私道や個人所有地につきましては、一義的には、そ

の土地所有者が適正に管理すべきものと考えております。

今後とも、計画的なハード対策と有効なソフト対策を進め、市民の安心・安全なまちづくりに努めてまいります。

以上

高木たけし市議：北産業団地の第２期事業について質問します。

市長は、本会議冒頭で「福山北産業団地の第２期事業に着手する」として、地元調整に向けた取り組みを開始すると、表明しました。

新聞報道では、「県東部で産業団地が不足している」として「一定のニーズはあり、設備投資の意欲を喚起できる」と報じられています。

今回の事業は、２０２３年の分譲開始の予定で、総事業費約７５億円を見込む巨大開発です。

分譲見通しについて、「第三者の検証を受けて事業として成り立つ」としてはいますが、２０２３年度以降の市内経済や景気動向は、懸念や不安材料の方が多いのが現実です。

２０１９年度は、消費税の１０％への引き上げが予定されています。さらに、本市の新年度予算の編成方針は、「時代は少子高齢化、人口減少社会に突入しており、近い将来には市全体で財源が不足する厳しい財政環境になることが予測される」と指摘しています。

また、東京オリンピックの終了後のため、景気が鈍化するとも言われ、分譲見込に、大きな不安があります。

そのような状況の中、不確実性の高い企業呼び込み型の大型開発は行うべきではありません。

2023年度の福山市の景気動向や経済情勢を、どのように見通しているのか、判断に至った経済指標の根拠をお示し下さい。

さらに、周辺自治体では、岡山県井原市で2020年の完成をめざし、6.4haの新産業団地を造成する予定、とのこと です。

また、広島県内では三原市本郷産業団地で、総事業費約51億円、分譲面積26.2haの新たな産業団地を造成し、2021年から分譲開始と報じられている他、三原市内には合計約9haの産業団地が未だ分譲中 です。

さらに、市内には北産業団地の他、箕沖産業団地や県営の新市工業団地、びんごエコ団地など、市営・県営・民間の産業団地をあわせると12箇所ありますが、びんごエコ団地は1区画、1haが分譲中 です。

連携中枢都市圏内では、新たな大型産業団地が本市より先に造成されたり分譲中の団地を抱えています。

さらに、市内でも分譲中の団地がある中、関係市町との調整も出来ておらず、さらなる自治体間競争に拍車がかかってしまうのでは

ないでしょうか。今回の表明は、将来の本市の市債の増高を招きかねない、危険な政治判断です。

広島県東部と、岡山県西部の、新たな産業団地数と面積とニーズ、現在の産業団地の分譲状況を示すとともに、それらをどのように判断して決定へ至ったのか、経過を説明して下さい。

また、いま現在、北産業団地の 2 期工事が完成した際、進出を確約している企業があるのであれば、その数をお答えください。

北産業団地の第 1 期工事は、開発面積 50ha で 1995 年に着工され、2000 年から分譲が開始されました。

事業総額は、約 77 億円を投じましたが、なかなか分譲完了できず、用地代を割引したり支援制度を拡充するなど、様々な努力の後、17 年経過してやっと完売したという経緯があります。

このような長期間を要した 1 期計事業に比べると、2 期計画は、さらなる困難が待ち受けていると考えられますが、ご所見をお示し下さい。

以上についてお示し下さい。

市長答弁 次に、福山北産業団地の建設計画についてであります。

景気動向や経済情勢についてであります。

まず、国内の経済情勢については、民間企業設備額が、2011 年（平成 23 年）以降増加し続け、2016 年（平成 28 年）は、80 兆円を超える金額に達しており、企業の投資意欲の回復が伺えます。

本市の経済状況についても、経済産業省の工業統計調査によりますと、福山市内の製造品出荷額等は、2012 年（平成 24 年）が 1 兆 7,378 億円、2015 年（平成 27 年）が 2 兆 1,478 億円と、3 年間で約 4,100 億円増加するなど、堅調に推移しております。

今後の経済見通しについては、大手シンクタンクによると、2020 年度（平成 32 年度）までは、東京オリンピックやインバウンド需要により、緩やかなペースで景気は拡大する見込みであり、平均実質経済成長率は、1.0 パーセントと予測しております。オリンピック後

の 2021 年度（平成 33 年度）から 2025 年度（平成 37 年度）までの間についても、平均 0.7%のプラス成長と予測しております。

次に、広島県東部と岡山県西部の新たな公的産業団地数、面積とニーズ、及び現在の産業団地の分譲状況等についてであります。

広島県東部と岡山県西部地域の新たな公的産業団地については、広島県営 本郷産業団地と井原市営 稲倉地区産業団地の 2 つであり、分譲予定面積は、それぞれ、約 26 ヘクタールと約 4 ヘクタールと開いております。

なお、両団地に対する企業ニーズについては、把握しておりません。

同地域の公的産業団地の分譲状況については、本年 11 月末現在、広島県東部の 4 団地で 9. 9 ヘクタール、岡山県西部では、2 団地、20. 2 ヘクタールが分譲中であります。

このような状況の中にあって、福山北産業団地は、

労働力の確保や交通アクセスの利便性などから、立地に優位性があると判断したことによります。

リーマンショック以降、中断されてきた第 2 期事業は、いずれかの時点で再開を決定しなければならず、また、中断期間中に、周辺地域においては、団地分譲が進み、市内企業が、市外に用地を求める事例も見られています。

福山北産業団地第 2 期事業については、本格的な人口減少社会の到来を見据え、企業が立地することで、雇用機会の拡大につながり、ひいては地域経済への波及効果が期待されるものであり、本市が持続的発展を遂げるための重要かつ喫緊の施策であると考えております。

以上

教育行政について

高木たけし市議：朝鮮通信使のユネスコ「世界の記憶」遺産登録について質問します。

国連教育科学文化機関ユネスコは、10月31日に福山市の福禅寺対潮楼の墨書(ぼくしょ)などを含む、「朝鮮通信使に関する記録」などの外交文書や、日記、絵画を「世界の記憶遺産」に登録しました。

朝鮮通信使は、江戸時代に朝鮮王朝が日本に送った外交使節団です。この外交関係が続いたことにより、両国で200年以上に渡り平和的な関係が築かれた歴史があります。

一行は、正使・副使・従事官や楽隊らで構成され、最多時には500人に達する大規模なものでした。

釜山から対馬へ上陸し、下関や呉市の下蒲刈、鞆の浦など、瀬戸内海沿岸の港に立ち寄り、漢詩文や絵画などさまざまな遺物を残した他、各地の地域文化に多大な影響を与えました。

青森県弘前市(ひろさきし)の「下川原焼土人形」をはじめ、東北地方の土人形、本市の沼隈町常石の「張子人形」などの伝統工芸や、岡山県牛窓町の「唐子踊り」は、朝鮮通信使の楽隊がモデルだと言われています。

このような平和友好の歴史に光を当てたユネスコの「世界の記憶」への登録は、極めて意義深いものがあります。

本市では、駐広島韓国総領事を始め、市長らが出席した祝賀イベントが開かれましたが、今回のユネスコ登録の意義について、認識をお答えください。

朝鮮通信使の精神は、対馬藩に仕え通信使に同行していた儒学者、雨森(あめのもり)芳洲(ほうしゅう)が説いた「誠心(せいしん)の交隣(こうりん)」にあると言われます。

これは、「互いに欺かず、争わず、真実をもって交わる」という意味です。

このような、「相手を尊重し、対等な立場で接する」という先人の教えは、外交のみならず、現代人一人ひとりに多くの事を教えてくれます。

東アジアの緊張や、いまだ、ヘイトスピーチなど他国に対する蔑視感情をむき出しにする風潮が大きい時だからこそ、朝鮮通信使の歴史的事実を広く伝えることが必要ではないでしょうか。

福山市として、今回のユネスコ登録を好機として、市内のみならず、全国へ、朝鮮通信使への関心を高めるとともに、鞆の浦への観

光や文化振興へ、よりいっそう活用すべきだと考えますが、文化・観光資源としての活用の現状と課題、今後の取り組みの具体をお示し下さい。

また、通信使関連文化財を市民に認識してもらう試みや、関連史跡の案内板の増設、重要な物件のレプリカ作成なども必要ですが、ご所見をお示し下さい。

さらに国内だけでなく、韓国にも点在する通信使ゆかりの地と連携を強め、今後の日韓両国の友好親善に資することが必要です。

広島市では、広島経済大学の学生が「現代の朝鮮通信使」として、韓国大邱(てぐ)の大学生と交流している、とのこと。

福山市は、浦項(ぽはん)市と友好都市を提携していますが、この繋がりを大切にするとともに、釜山(ぷさん)市と朝鮮通信使を縁として、交流を強化し、とくに青年や学生の国際交流を強化する取り組みを求めます。

以上についてお答えください。

教育長答弁 教育行政についてお答えいたします。

始めに、**朝鮮通信使のユネスコ「世界の記憶」登録**

の意義についてであります。登録史料は、日韓両国が互いに相辛を尊重し、対等の立場で交流したことを示すものであり、共通の歴史認識を醸成し、より一層、両国の相互理解を深めること繋がるものと考えています。

また、この史料を所蔵する福禅寺境内が、通信使遺跡として既に国の史跡に指定されていることと併せて、この度、通信使に関する史料が記憶遺産に登録されたことにより、さらに文化財としての歴史的価値と、鞆の認知度が高まったものと捉えています。

次に、文化・観光資源としての活用の現状と課題、今後の取組についてであります。

これまで21世紀の朝鮮通信使と位置付けた韓国棋士を迎えての日韓トップ囲碁対局、広報ふくやまへの特集記事の連載など、通信使について、市民、観光客に広く紹介してきたところです。

課題としては、朝鮮通信使が果たしてきた歴史的意義等について、さらに周知を図る必要があると考えて

います。

今後につきましては、今月 12 日からは市役所ロビーで、記憶遺産のパネル展示を開催する予定であり、また、登録史料を紹介するパンフレットも作成します。

さらに、来年 3 月には鞆で、記念講演会と関連行事を企画しており、来年度も、対潮楼等を中心に多くの皆様に鞆と通信使のゆかりの深さを感じていただけるような多彩な催しを行い、全国に発信をしてまいります。

なお、登録史料につきましては、所有者と協議しながら、引き続き、適切に保存が図られるよう取り組んでまいります。

次に、朝鮮通信使を縁としての国際交流の在り方につきましては、朝鮮通信使縁地連絡協議会と連携してまいります。

高木たけし市議：福山市歴史文化基本構想（案）について質問します。

福山市は「歴史文化基本構想」案を策定し、現在、パブリックコメントを募集しています。

これは、「地域に存在する文化財を、指定・未指定に関わらず、幅広くとらえ、文化財を周辺環境まで含めて総合的に保存活用」するものです。

これまでの行政主導による文化財の保存・活用から、未指定の文化財や人々との関わりも含め、市民と地域が主体となり、社会全体で文化財を保存・活用していこうという大転換とも言えるものです。今後は、この構想が実効性をもち、歴史・文化をいかした町づくりの指針として効力を発揮することが必要です。

文教経済委員会で今後は、「シンポジウムや講演会を開催する」とのことでした。これに加え、各町内会単位でのワークショップや出前講座、関連イベントを開催したり、広報やホームページなどを活用するとともに、担当者が現場へ出向き、構想を広く市民に説明することが重要です。

今後の周知・啓発活動についての具体的方針をお答えください。

同構想の「目的」には、文化財を大切にする「心づくり」や「文化財を継承し活かす「担い手づくり」など「人づくり」についても言及しています。これらは重要な視点ですが、一定の時間がかかる取り組みです。

具体化するためには、継続的な学習会などが必要となり、その支援策が必要ですが、ご所見をお示し下さい。

次に構想の進行管理について伺います。

この構想の主担当は、教育委員会文化財課が担うこととされています。しかし、より強固な推進体制が必要ではないでしょうか。構想案にも「推進体制の充実・強化」が必要と記載されていますが、新年度から、どのように充実・強化をされるのか、方針をお示し下さい。

文化庁が策定した「歴史文化基本構想」策定ハンドブックには、全国の、様々な先行事例が紹介されています。

例えば、福島県三島町では、文化財の保存・活用に係る人材育成として「地域学芸員の育成」を行っています。

これは、三島町の地域住民と専門家を有機的に結び付け、活動を継続させる取り組みです。

また、尾道市の、「地域協議会を核とした市民参加による推進体制」の取り組みや、兵庫県篠山市の、「歴史まちづくりアドバイザー制度」による市民との協働の強化の事例も参考になります。

このような、全国の推進体制の好例を積極的に取り込み、福山市独自の具体化を行うべきだと考えますが、ご所見をお示し下さい。

また、文化財課へ、専門の推進職員を配置することが必要ですが、今後の具体をお答えください。

以上についてお示し下さい。

教育長答弁 次に、福山市歴史文化基本構想（案）についてであります。

現在、基本構想（素案）について、パブリックコメントを実施しているところであり、市民の皆様から幅広く意見をいただくよう、取り組んでいます。

基本構想策定後は、文化財保護指導員、文化財協会会員を始め、地域関係団体等を対象に基本構想の理念や目的等について理解を深めていただくための講演会や説明会を開催するとともに、ホームページへの掲載

やパンフレットの作成等、広く市民に周知してまいります。

次に、文化財の担い手づくりにつきましては、学校教育・生涯学習での学習機会の充実や各種文化財に係る行事、調査報告会等の様々な機会を捉え、その参加者に対し啓発活動を行い、文化財への関心を高めていただくとともに、文化財協会への加入を推奨する等、文化財を守り、活かす人材の確保と育成支援に努めてまいります。

次に、基本構感を推進するための体制についてであります。

鞆町重要伝統的建造物群保存地区の取り組みや福山城築城 400 年記念事業を契機として、歴史文化に関する庁内連携をより一層、強化してまいります。

また、本市では、14 名の文化財保護指導員を委嘱しており、こうした地域で活動する専門家の協力を得る中で、地域住民への文化財保護に関する普及活動等を行い、市民・地域活動団体等が主体となって活動でき

る体制づくりに努めてまいります。